

令和7年度における横芝光町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年5月23日制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 定義

この方針の用語の意義は、障害者優先調達推進法の定めるところによる。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての行政組織（以下「組織」という。）を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型又はB型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上

- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、障害者就労施設等が遅滞なく物品の供給又は役務の提供ができるものとし、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達についても対象とする。

6 調達の目標

令和7年度は、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

(1) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、その情報を各組織へ提供する。

(2) 随意契約の活用による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）に基づく随意契約を積極的に活用する。

8 方針及び実績の公表

- (1) 本方針を策定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後にその概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 その他

- (1) 本方針の担当部署は、福祉課とする。
- (2) 町及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等で障害者就労施設等々による物品販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めることとする。